平成２２年（フ）第１８４号
鹿児島県薩摩川内市入来町副田6618番地
債務者　宍野　知子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
鹿児島県薩摩郡さつま町二渡1454番地
債務者　清水　順子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第１号
鹿児島県薩摩川内市宮内町3873番地１　プレリットＥ棟103号室
債務者　西村　辰徳
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１９２７号
宮城県塩竈市梅の宮26番１号　斉食アパート202号、従前の住所宮城県塩竈市錦町５番17号　ポートタウンカネショウ317号
債務者　高橋　吉和
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３６号
仙台市宮城野区岡田字明神東29番地の２　パストラル岡田Ｄ―102
債務者　安倍　敬宏
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３７号
仙台市太白区中田６丁目８番18―204号
債務者　水戸　祐季
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３８号
仙台市太白区茂庭字人来田西57番地の７
債務者　大久美佐子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４８号
仙台市青葉区堤町１丁目１番１―402号
債務者　三浦亜矢子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
宮城県石巻市相野谷字五味前上149番地１、前住所宮城県石巻市桃生町城内字舘下95番地
債務者　佐々木圭一
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
宮城県気仙沼市松崎萱87番地１　仲町アパート２号
債務者　藤木　信幸
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第６８号
宮城県気仙沼市唐桑町石浜193番地４
債務者　菅原　義夫
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第７６６号
茨城県笠間市笠間1382番地７
債務者　江原貴美子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７７１号
茨城県水戸市青柳町3657番地の97、旧住所茨城県水戸市住吉町249番地の３
債務者　添田めぐみ（旧姓栗田）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７８１号
茨城県鉾田市梶山600番地
債務者　高野由美子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８０２号
茨城県鉾田市造谷1082番地２
債務者　高橋久美子（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１６８８号
京都市北区大北山原谷乾町81番地19
債務者　渋谷　沙織
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３８号
京都市右京区太秦井戸ケ尻町13番地77
債務者　徳岡　禎啓
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係